

令和2年3月

伊那市議会定例会議案
関係資料

令和2年2月25日

令和2年3月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料	新市まちづくり計画（新市建設計画）の変更について……………	4
議案第2号関係資料(1)	辺地に係る総合整備計画の策定について……………	5
議案第2号関係資料(2)	辺地に係る総合整備計画位置図……………	6
議案第3号・第4号関係資料	伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について……………	7
議案第5号関係資料(1)	伊那インター工業団地第二期拡張事業B区画整備工事説明資料……………	9
議案第5号関係資料(2)	伊那インター工業団地第二期拡張事業B区画整備工事位置図……………	10
議案第7号関係資料	伊那市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表……………	11
議案第8号関係資料	伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例新旧対照表……………	12
議案第9号関係資料(1)	伊那市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表……………	17
議案第9号関係資料(2)	伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例新旧対照表……………	23
議案第9号関係資料(3)	伊那市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表……………	26
議案第10号関係資料	伊那市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表……………	28
議案第11号関係資料	伊那市国民健康保険税条例新旧対照表……………	29
議案第12号関係資料	伊那市印鑑条例新旧対照表……………	30
議案第13号関係資料(1)	伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正概要……………	31
議案第13号関係資料(2)	伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表……………	32
議案第16号関係資料(1)	伊那市公共物管理条例新旧対照表……………	54
議案第16号関係資料(2)	伊那市準用河川占用料徴収条例新旧対照表……………	56
議案第17号関係資料	伊那市道路占用料徴収条例新旧対照表……………	58

議案第18号関係資料	伊那市営住宅条例新旧対照表	59
議案第19号関係資料	伊那市生涯学習センター条例新旧対照表	63
議案第20号関係資料	伊那市体育施設条例新旧対照表	65
議案第21号関係資料	伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表	68
議案第22号関係資料	伊那市水道事業給水条例新旧対照表	69
議案第23号関係資料	伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例新旧対照表	70

議案第1号関係資料

新市まちづくり計画（新市建設計画）の変更について

概 要	計画該当ページ
<p>1 計画変更の趣旨</p> <p>東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、東日本大震災による直接的な被害を受けなかった合併市町村についても、合併特例事業債の発行可能期間が5年間延長された。</p> <p>本市においても、今後実施する事業に合併特例事業債を有効に活用するため、計画期間を5年間延長するものである。</p> <p>計画変更の目的は、計画期間を延長することであり、新市のまちづくりの基本方針を変更するものではない。</p> <p>なお、既に完了している事業等の内容も含まれるが、過去に実施した事業との整合を図るため、記述の削除は行わない。</p> <p>2 主な変更内容</p> <p>(1) 計画期間の延長</p> <p>「合併年度及びこれに続く<u>15年間</u>」（平成32年度まで）を「合併年度及びこれに続く<u>20年間</u>」（令和7年度まで）に変更</p> <p>(2) 指標等の時点修正</p> <ul style="list-style-type: none">・第3章 主要指標等の見直し・第7章 財政計画 (4) 財政計画	<p>5ページ</p> <p>20～22ページ</p> <p>65、66ページ</p>

議案第2号関係資料(1)

辺地に係る総合整備計画の策定について

1 計画策定の趣旨

横山地区において公共施設の整備を予定しているため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、当該辺地に係る総合整備計画を策定する。

2 辺地の要件

辺地とは、交通条件及び自然的、経済的諸条件等に不利があり、他の地域に比較して住民の生活環境が著しく厳しい山間地、離島等の地域で、住民の数その他について政令で定める要件（次の(1)及び(2)の要件）に該当するものをいう。

- (1) 当該地域の総務省令で定める中心（当該地域内において、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条の規定に基づき固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点）を含む5平方キロメートル以内の面積の区域の人口が50人以上であること。
- (2) 辺地に係る総務省令で定める基準（辺地度点数（※）が100点以上であること。）に該当していること。

※ 辺地度点数：市役所、医療機関、郵便局、小学校、中学校等までの距離が遠隔であるなど、当該地域について算定された辺地としての程度を示す点数

3 伊那市の辺地

平成31年3月31日現在の伊那市内の辺地は、次の10地区である。

辺地名	人口 (人)	面積 (km ²)	辺地度 点数
よこやま 横山辺地	194	2.1	149
ひらさわ 平沢辺地	139	1.2	119
こやま 小屋敷辺地	84	1.1	135
かみにい 上新山辺地	334	9.3	110

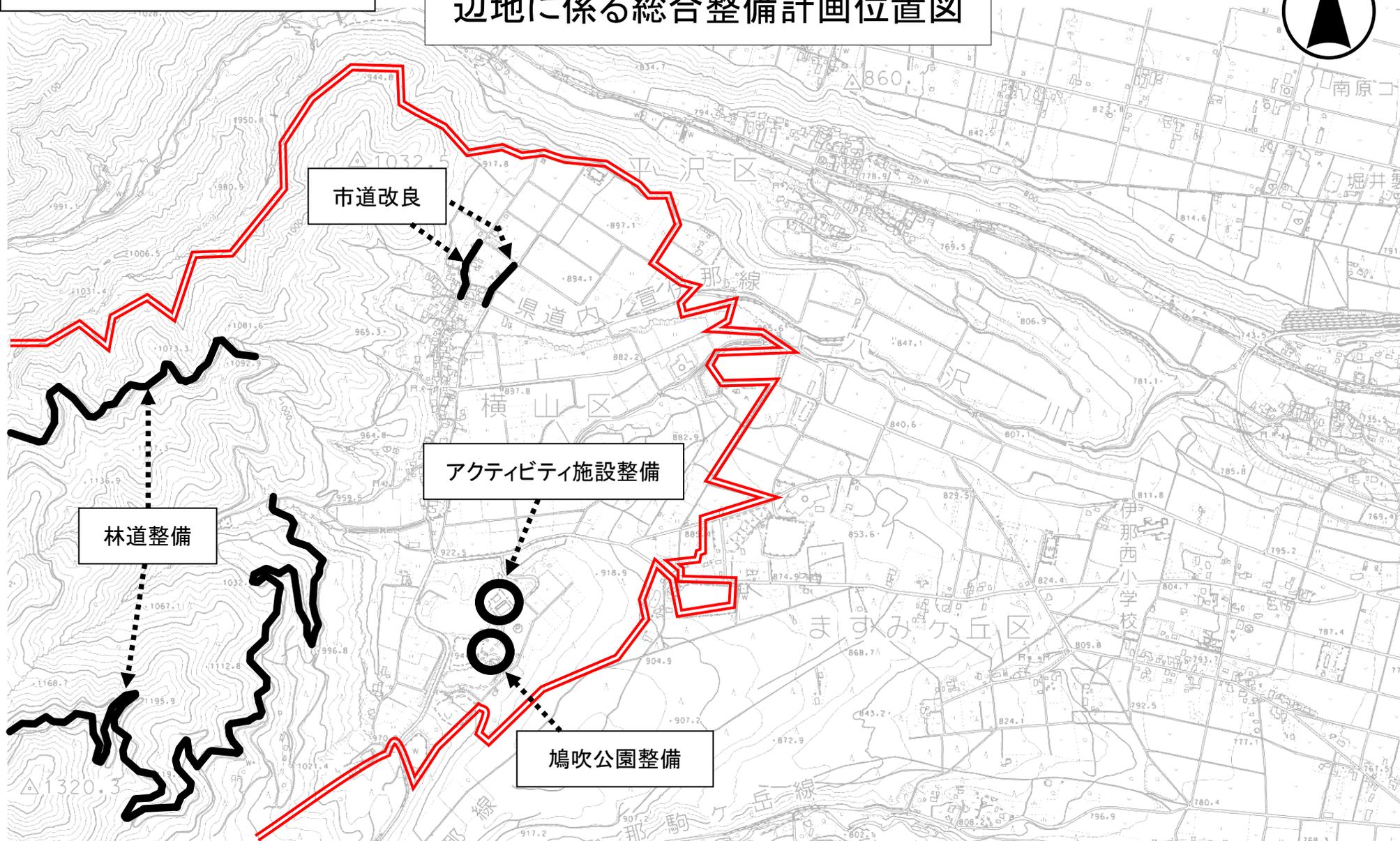
辺地名	人口 (人)	面積 (km ²)	辺地度 点数
やまむら 山室辺地	217	2.4	103
しんがくち 荊口辺地	53	1.5	106
ごとうが 御堂垣外辺地	158	1.1	114
まつくら 松倉辺地	68	1.2	130

辺地名	人口 (人)	面積 (km ²)	辺地度 点数
はらふ 片倉辺地	187	1.3	133
まぎし 杉島辺地	75	2.0	132

4 財政措置

辺地対策事業債（充当率100パーセント、交付税措置率80パーセント）を活用することができる。

辺地に係る総合整備計画位置図



議案第3号・第4号関係資料

伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について

1 協定変更の趣旨

国が定める定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に示されている、連携する具体的事項を全て規定することにより、地域の実情に即して、より柔軟に連携事業を実施することができるようにするため、協定書の内容を変更する。

2 変更内容

- (1) 1 生活機能の強化の分野に「医療」「教育」「土地利用」を新たに追加し、「産業振興」及び「福祉」の取組内容の文言を修正する。
- (2) 2 結びつきやネットワークの強化の分野に「情報インフラ」「道路等インフラ」「地産地消」「移住定住促進・地域振興」を新たに追加し、「地域公共交通」の取組内容の文言を修正する。
- (3) 3 圏域マネジメント能力の強化の分野における「人材育成・交流促進」の取組内容の文言を修正する。

1 生活機能の強化

【変更前】

	「産業振興」	<ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住による産業の担い手確保・活性化に向けた空き家の利活用を推進 ・全産業における事業者の設備投資、立地・雇用に向けた助成制度の周知や利用促進
	「福祉」	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て拠点施設の相互利用及び協力体制の構築に向けた取組を推進



【変更後】

新	「 <u>医療</u> 」	<u>救急医療の充実や医療を安定的に提供できる体制の確保など</u>
	「福祉」	<u>住民の健康増進や高齢者及び障害者サービスの充実、子育て支援や環境の向上など</u>
新	「 <u>教育</u> 」	<u>教育環境の充実や生涯学習施設及び図書館の相互利用、文化・芸術活動の振興など</u>
新	「 <u>土地利用</u> 」	<u>それぞれの地域特性を活かした土地利用など</u>
	「産業振興」	<u>担い手の確保や産業の活性化、農業・林業、観光振興の推進など</u>

2 結びつきやネットワークの強化

【変更前】

	「地域公共交通」	<ul style="list-style-type: none"> ・広域路線バスの試験運行 ・コミュニティバスの運行 ・A I 最適運行・自動配車サービスの導入
--	----------	---



【変更後】

	「地域公共交通」	<u>日常生活圏の拡大や利便性向上を図るための地域公共交通サービスの提供など</u>
新	「 <u>情報インフラ</u> 」	<u>地域情報の共有や情報発信媒体等の活用による効果的な情報発信など</u>
新	「 <u>道路等インフラ</u> 」	<u>基幹道路や生活幹線道路等を中心とした交通インフラの整備など</u>
新	「 <u>地産地消</u> 」	<u>地産地消の普及推進、地場農産物のブランド化、販路拡大など</u>
新	「 <u>移住定住促進・地域振興</u> 」	<u>住民相互・都市住民との交流による関係人口づくり、移住・定住の促進など</u>

3 圏域マネジメント能力の強化

【変更前】

	「人材育成・交流促進」	・職員の資質向上、政策形成能力の強化、相互の交流等を目的とした合同職員研修の開催
--	-------------	--



【変更後】

	「人材育成・交流促進」	<u>各分野における専門知識や経験を有する者等との連携による人材育成や交流促進など</u>
--	-------------	---

議案第5号関係資料(1)

伊那インター工業団地第二期拡張事業B区画整備工事説明資料

工 事 名	伊 那 イ ン タ ー 工 業 団 地 第 二 期 拡 張 事 業 B 区 画 整 備 工 事		
工種、金額 及 び 相 手 方	工 種	金 額	相 手 方
	土 木 工 事	197,813,000円 (内消費税 17,983,000円)	宮下建設株式会社 代表取締役 宮下 金俊
工 事 概 要	土木工事 (1) 道路工事 1式 (2) 造成工事 1式 (3) 上水道工事 1式		
工 事 期 間	契約の日から令和3年2月26日まで		

議案第7号関係資料

伊那市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 略</p>

議案第8号関係資料

伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 地域のテレビジョン放送受信の利便の向上を図るとともに、市の情報を提供することにより地域住民の福祉の向上と地域の活性化に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定により、<u>長谷有線テレビジョン放送施設</u>(以下「有線テレビ施設」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地域のテレビジョン放送受信の利便の向上を図るとともに、市の情報を提供することにより地域住民の福祉の向上と地域の活性化に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定により、<u>伊那市長谷有線テレビジョン放送施設</u>(以下「有線テレビ施設」という。)を設置する。</p>
<p>(業務)</p> <p>第3条 有線テレビ施設は、放送法(昭和25年法律第132号。以下「法」という。)及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>市及び公共的団体が行う広報等</u></p> <p>(2) <u>福祉及び文化の向上等に必要な情報の提供</u></p> <p>(3) <u>産業の振興を図るために必要な情報の提供</u></p> <p>(4) <u>国内テレビジョン放送及びラジオ放送の再送信</u></p> <p>(5) <u>卸電気通信役務の提供</u></p> <p>(6) <u>非常時災害、火災その他緊急の情報の提供</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの</u></p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 有線テレビ施設は、放送法(昭和25年法律第132号。以下「法」という。)及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>登録有線一般放送事業者、届出有線一般放送事業者及び電気通信事業者として使用することが可能な有線電気通信設備の整備、維持、管理及び運用に係る業務</u></p> <p>(2) <u>法第2条第26号に規定する放送事業者の行う放送の同時再放送業務</u></p> <p>(3) <u>市及び公共的団体からの情報の提供に係る告知放送業務</u></p> <p>(4) <u>前3号に規定する業務に附帯する一切の業務</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、次に掲げる業務を行えるものとする。</u></p> <p>(1) <u>福祉及び文化の向上等に必要な情報の提供</u></p> <p>(2) <u>産業の振興を図るために必要な情報の提供</u></p> <p>(3) <u>卸電気通信役務の提供</u></p> <p>(4) <u>非常時災害、火災その他緊急の情報の提供</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの</u></p>
<p>(業務区域)</p> <p>第4条 有線テレビ施設が前条の業務を行う区域は、<u>長谷地区の有線テレビ施設の幹線及び引込線がある区域とする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合</u></p>	<p>(業務区域)</p> <p>第4条 有線テレビ施設が前条の業務を行う区域は、<u>総務大臣により登録された有線一般放送を行う業務区域内にあって、長谷地区の有線テレビ施設の有線電気通信設</u></p>

旧	新
<p><u>は、この限りでない。</u></p>	<p><u>備の回線の敷設範囲内とする。</u></p>
<p>(加入の申請及び許可)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定により市長の許可を受けた者（以下「加入者」という。）には、<u>ホームターミナル（有料テレビ放送を受信するために設置する端末装置をいう。）及び音声告知端末機（有線テレビ施設を利用して音声情報を受信するために設置する端末装置をいう。）</u>（以下これらを「<u>端末機等</u>」という。）各1台を貸与する。</p> <p>3 加入者は、前項の規定により貸与された<u>端末機等</u>を有線テレビ施設への接続以外の目的に使用してはならない。</p> <p>4 加入者は、<u>端末機等</u>の使用の権利を譲渡し、又は<u>転貸</u>してはならない。</p> <p>5 略</p>	<p>(加入の申請及び許可)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定により市長の許可を受けた者（以下「加入者」という。）には、<u>受信用光伝達装置（Video-Optical Network Unit）</u>（以下「<u>V-ONU</u>」という。）及び有線テレビ施設を利用して有線一般放送のラジオ放送として行われる告知放送業務の音声情報を受信するために設置する<u>端末装置</u>（以下「<u>告知端末</u>」という。）各1台を貸与する。</p> <p>3 加入者は、前項の規定により貸与された<u>V-ONU及び告知端末</u>を有線テレビ施設への接続以外の目的に使用してはならない。<u>ただし、市長が別に規定する場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 加入者は、<u>V-ONU及び告知端末</u>の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならないものとし、<u>V-ONUより出力される回線を加入者以外の者の使用に供してはならないものとする。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 <u>市長は、有線テレビ施設又は有線電気通信設備の一部又は全部を共有する法第127条の規定に基づき総務大臣に登録された有線一般放送事業者を公示するものとする。</u></p> <p>7 <u>前項に規定する公示された者のうちから、市長が特に指定する有線一般放送事業者（以下「特定事業者」という。）と加入者は、有線テレビ施設への加入時に自動的に加入契約を締結したこととする。</u></p> <p>8 <u>特定事業者から加入者に提供されるサービスは、特定事業者が設定する加入金及び利用料が無料の基本サービスに限られるものとする。ただし、加入者が特定事業者との間で有料のサービスの提供に係る契約を締結した場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p>9 <u>特定事業者に係る個人情報の管理と個人情報の共同利用については、規則で定める。</u></p>
<p>(加入金)</p> <p>第6条 加入者は、前条第1項の規定により許可を受けたときは、<u>速やかに有線テレ</u></p>	<p>(加入金)</p> <p>第6条 加入者は、前条第1項の規定により許可を受けたときは、<u>市長が指定する納</u></p>

旧	新
<p>ビ施設の加入金を納付しなければならない。</p> <p>2 加入金は、<u>受信者端子（以下「保安器」という。）</u> 1 台につき、55,000円とする。</p>	<p><u>付の方法により有線テレビ施設の加入金を納付しなければならない。</u></p> <p>2 加入金は、<u>設置されるV-ONU 1 台につき、55,000円とする。ただし、集合住宅において、1 台のV-ONUを設置して使用する場合には、各世帯に引き込まれる回線 1 条につき、55,000円とする。</u></p>
<p>(設置及び維持管理)</p> <p>第7条 市長は、<u>有線テレビ施設のうち保安器までの部分の設置及び維持管理を行う。ただし、加入者の都合により、タップオフ（幹線に送られた電磁波を引込線へ分岐する機器をいう。）から保安器までの引込線の変更工事を行う場合には、加入者が費用を負担するものとする。</u></p> <p>2 <u>保安器の出力側端子から端末機等までの設置及び維持管理は、加入者が行うものとする。</u></p> <p>3 市長は、有線テレビ施設のうち<u>保安器までの部分</u>に障害が発生し、損傷し、又は滅失したときは、速やかに修理又は復旧をしなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 有線テレビ施設の<u>工事、修理等</u>については、市長が指定する工事業者が行うものとする。</p>	<p>(設置及び維持管理)</p> <p>第7条 市長は、<u>有線電気通信設備のうちV-ONUまでの部分の設置及び維持管理を行う。ただし、加入者の都合により、次に掲げる変更工事を行う場合は、加入者がその費用の全額を負担するものとする。</u></p> <p>(1) <u>V-ONUに接続する光ファイバーケーブル（以下「光線」という。）に関し、V-ONUから最寄りの光線の結合器又は分岐器までの間に設置されている光線を移設する場合</u></p> <p>(2) <u>V-ONUの設置位置を変更しようとする場合</u></p> <p>2 <u>V-ONUの出力側端子からテレビジョン放送受信機又は告知端末までの回線及び装置の設置、維持管理及び運用は、加入者が行うものとし、V-ONUの稼働に必要な電源確保と電気の供給を含め、これらに要する費用は、加入者の負担とする。</u></p> <p>3 市長は、有線テレビ施設のうち<u>V-ONUまでの有線電気通信設備</u>に障害が発生し、損傷し、又は滅失したときは、速やかに修理又は復旧をしなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 有線テレビ施設の<u>設置、変更、修理、改善及び復旧に係る工事</u>については、市長が指定する工事業者が行うものとする。</p>
<p>(使用料)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 使用料は、<u>保安器 1 台につき、1 月当たり2,750円とする。</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 使用料は、<u>設置されるV-ONU 1 台につき、1 月当たり2,750円とする。ただし、集合住宅において、1 台のV-ONUを設置して使用する場合には、各世帯に引き込まれる回線 1 条につき2,750円とする。</u></p>

旧	新
<p>(督促)</p> <p>第11条 市長は、加入者が<u>使用料</u>を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。</p>	<p>(督促)</p> <p>第11条 市長は、加入者が<u>加入金又は使用料</u>を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。</p>
<p>(加入の取消し等)</p> <p>第14条 市長は、加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用</u>の停止又は加入の許可の取消しをすることができる。この場合において、加入者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 有線テレビ施設及び<u>端末機等</u>その他の設備を故意に損壊したとき。</p> <p><u>(4) 3か月以上にわたり使用料を納付しないとき。</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>(加入の取消し等)</p> <p>第14条 市長は、加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>提供される放送の利用</u>の停止又は加入の許可の取消しをすることができる。この場合において、加入者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 有線テレビ施設の<u>有線電気通信設備、告知端末及びこれらに附帯する</u>その他の設備を故意に損壊したとき。</p> <p><u>(4) 3か月にわたり使用料を納付しないときは利用の停止とし、その後6か月にわたり改善が見られないときは加入の許可の取消しとする。</u></p> <p>(5) 略</p> <p><u>2 前項の規定により加入者が、提供される放送の利用停止又は加入の許可の取消しとなった場合は、第5条第7項及び同条第8項の規定にかかわらず、特定事業者からのサービスの提供についても利用を停止され、又は加入を取り消されたものとする。</u></p>
<p>(免責)</p> <p>第15条 市は、<u>災害等</u>市の責めに帰することができない理由により、有線テレビ施設の業務が停止されることがあっても、それによって加入者が受けた損害の賠償の責めを負わないものとする。</p>	<p>(免責)</p> <p>第15条 市は、<u>天災、事変その他</u>市の責めに帰することができない理由により、有線テレビ施設の業務が停止されることがあっても、それによって加入者が受けた損害の賠償の責めを負わないものとする。</p>
<p>(損害賠償の義務)</p> <p>第16条 有線テレビ施設及び<u>端末機等</u>その他の設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復する費用及び損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(損害賠償の義務)</p> <p>第16条 有線テレビ施設の<u>有線電気通信設備、告知端末及びこれらに附帯する</u>その他の設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復する費用及び損害を賠償しなければならない。</p>

旧	新
<p><u>(放送番組審議会)</u> 第17条 <u>法第6条の規定により、放送番組審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u> 2 <u>審議会の組織、任務その他必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p><u>(有線テレビ施設の設備共用と加入の特例)</u> 第17条 <u>加入者とならずに、有線テレビ施設の有線電気通信設備を使用して特定事業者のサービスの提供を受けることはできないものとする。</u> 2 <u>第13条の規定に基づき加入者が脱退した場合においても、継続して特定事業者のサービスの提供を受けることはできないものとする。</u></p>

議案第9号関係資料(1)

伊那市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)</p> <p>第9条 伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例(平成18年伊那市条例第43号)第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</p> <p>2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。</p>	<p>(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)</p> <p>第9条 伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例(平成18年伊那市条例第43号。以下「退職手当条例」という。)第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</p> <p>2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての退職手当条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。</p>
<p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第10条 法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)とする。</p> <p>(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員</p>	<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 伊那市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p>
	<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別な事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務(法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</p>

旧	新
	<p><u>(3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。</u></p> <p><u>(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</u></p> <p><u>(5) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。</u></p> <p><u>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p> <p><u>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u></p>
	<p><u>（法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）</u></p> <p><u>第12条 法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例第2条第6項の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる勤務の形態（法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。</u></p> <p><u>(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</u></p> <p><u>(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</u></p>

旧	新
	<p align="center"><u>(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)</u></p> <p>第13条 <u>育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日の1月前又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。</u></p>
	<p align="center"><u>(育児短時間勤務の承認の取消事由)</u></p> <p>第14条 <u>法第12条において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</u></p> <p>(1) <u>育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。</u></p>
	<p align="center"><u>(法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)</u></p> <p>第15条 <u>法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</u></p> <p>(1) <u>過員を生じること。</u></p> <p>(2) <u>当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（法第18条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。</u></p>
	<p align="center"><u>(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)</u></p> <p>第16条 <u>任命権者は、法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。</u></p>
	<p align="center"><u>(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)</u></p> <p>第17条 <u>退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務（法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事</u></p>

旧	新												
	<p>することを要しない期間に該当するものとする。</p> <p>2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。</p> <p>3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。</p>												
	<p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)</p> <p>第18条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。</p>												
	<p>(育児短時間勤務職員等の給与条例の特例)</p> <p>第19条 育児短時間勤務をしている職員（法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に対する給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1153 901 2116 1457"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 901 1323 1161">第7条第1項</td> <td data-bbox="1323 901 1494 1161">決定する</td> <td data-bbox="1494 901 2116 1161">決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1161 1323 1273">第7条第2項及び第8条第2項</td> <td data-bbox="1323 1161 1494 1273">決定する</td> <td data-bbox="1494 1161 2116 1273">決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1273 1323 1353">第10条第1項</td> <td data-bbox="1323 1273 1494 1353">とする</td> <td data-bbox="1494 1273 2116 1353">に、算出率を乗じて得た額とする</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1353 1323 1457">第25条第2号</td> <td data-bbox="1323 1353 1494 1457">再任用短時間勤務職員</td> <td data-bbox="1494 1353 2116 1457">法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員</td> </tr> </tbody> </table>	第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする	第7条第2項及び第8条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	第10条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする	第25条第2号	再任用短時間勤務職員	法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員
第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする											
第7条第2項及び第8条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする											
第10条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする											
第25条第2号	再任用短時間勤務職員	法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員											

旧	新		
	<u>第35条第1項</u>	<u>支給する</u>	<u>等」という。)</u> <u>支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の125）を乗じて得た額とする</u>
	<u>第48条第3項</u>	<u>給料</u>	<u>給料の月額を算出率で除して得た額</u>
	<u>第48条第4項及び第52条第2項</u>	<u>給料の月額</u>	<u>給料の月額を算出率で除して得た額</u>
	<u>第48条第5項</u>	<u>市長が定める</u>	<u>育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して市長が別に定める</u>
	<u>(部分休業をすることができない職員)</u> <u>第20条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u> <u>(1) 育児短時間勤務又は法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u> <u>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）</u> <u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員</u>		
(部分休業の承認) <u>第11条 略</u>	(部分休業の承認) <u>第21条 略</u>		

旧	新
<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p><u>第12条</u> 略</p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p><u>第22条</u> 略</p>
<p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p><u>第13条</u> <u>第5条</u>の規定は、法第19条第3項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由について準用する。</p>	<p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p><u>第23条</u> <u>第14条</u>の規定は、法第19条第3項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由について準用する。</p>
<p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> 略</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第24条</u> 略</p>

議案第9号関係資料(2)

伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(勤務時間等) 第2条 略</p> <p>2 法第28条の5第1項及び同法第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3 職務の性質により前2項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間については、任命権者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>4 日曜日及び土曜日は、勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）とし、<u>第1項から前項までに規定する勤務時間は、市長が規則で定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 任命権者は、職員に前2項の規定による週休日において特に勤務することを命じ</p>	<p>(勤務時間等) 第2条 略</p> <p>2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。</u></p> <p>3 法第28条の5第1項及び同法第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 <u>育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内とする。</u></p> <p>5 職務の性質により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間については、任命権者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>6 日曜日及び土曜日は、勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）とし、<u>前各項に規定する勤務時間は、市長が規則で定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</u></u></p> <p>7 略</p> <p>8 任命権者は、職員に前2項の規定による週休日において特に勤務することを命じ</p>

旧	新
<p>る必要がある場合には、市長が規則で定めるところにより、前2項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち市長が規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第4項本文及び前項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として市長が定める勤務時間をいう。以下この項において同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振ることができる。</p>	<p>る必要がある場合には、市長が規則で定めるところにより、前2項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち市長が規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第6項本文及び前項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として市長が定める勤務時間をいう。以下この項において同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振ることができる。</p>
<p>（正規の勤務時間外の勤務）</p> <p>第4条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）外において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の市長が規則で定める断続的な勤務をすることを命じることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間外において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命じることができる。</p> <p>3 略</p>	<p>（正規の勤務時間外の勤務）</p> <p>第4条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）外において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の市長が規則で定める断続的な勤務をすることを命じることができる。<u>ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として市長が規則で定める場合に限り、当該継続的な勤務をすることを命じることができる。</u></p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間外において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命じることができる。<u>ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として市長が規則で定める場合に限り、正規の勤務時間外において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命じることができる。</u></p> <p>3 略</p>
<p>（時間外勤務代休時間）</p> <p>第5条 任命権者は、伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号）第35条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、市長が規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、市長が規則</p>	<p>（時間外勤務代休時間）</p> <p>第5条 任命権者は、伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号）第35条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、市長が規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、市長が規則</p>

旧	新
<p>で定める期間内にある第2条第4項から第6項までの規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第8条第1項に規定する休日及び第9条第1項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>で定める期間内にある第2条第6項から第8項までの規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第8条第1項に規定する休日及び第9条第1項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 略</p>

議案第9号関係資料(3)

伊那市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(再任用職員の給料月額)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 再任用短時間勤務職員の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(再任用職員の給料月額)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 再任用短時間勤務職員の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>
<p>第13条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第2条第4項から第6項までの規定による週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p>	<p>第13条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第2条第6項から第8項までの規定による週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p>
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 正規の勤務時間外に勤務することを命じられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第2条第4項から第6項までの規定に基づく週休日における勤務のうち市長が別に定めるものを除く。)の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第64条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4～5 略</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 正規の勤務時間外に勤務することを命じられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第2条第6項から第8項までの規定に基づく週休日における勤務のうち市長が別に定めるものを除く。)の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第64条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4～5 略</p>

旧	新
<p>(休日勤務手当)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 祝日法による休日等（勤務時間条例第2条第4項の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間条例第8条第1項第1号に規定する休日が勤務時間条例第2条第5項又は第6項の規定による週休日に当たるときは、市長が定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第64条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。</p>	<p>(休日勤務手当)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 祝日法による休日等（勤務時間条例第2条第6項の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間条例第8条第1項第1号に規定する休日が勤務時間条例第2条第7項又は第8項の規定による週休日に当たるときは、市長が定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第64条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。</p>
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第39条 第41条第1項の規定による市長が定める職にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第2条第4項から第6項までの規定による週休日又は勤務時間条例第8条第1項各号に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第39条 第41条第1項の規定による市長が定める職にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第2条第6項から第8項までの規定による週休日又は勤務時間条例第8条第1項各号に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2～4 略</p>

議案第10号関係資料

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
職名	給料月額	職名	給料月額
略		略	
教育長	<u>654,000円</u>	教育長	<u>662,000円</u>
別表第2 (第5条関係)		別表第2 (第5条関係)	
職名	議員報酬 (月額)	職名	議員報酬 (月額)
市議会議員	議長	議長	<u>467,000円</u>
	副議長	副議長	<u>391,000円</u>
	議員	議員	<u>368,000円</u>
	<u>464,000円</u>		<u>464,000円</u>
	<u>388,000円</u>		<u>388,000円</u>
	<u>365,000円</u>		<u>365,000円</u>

議案第11号関係資料

伊那市国民健康保険税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに国民健康保険税減免申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当する者</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限まで<u>(ただし、同項第3号に該当する場合は、この限りでない。)</u>に国民健康保険税減免申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>

議案第12号関係資料

伊那市印鑑条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 成年被後見人</u></p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p>
<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>2～3 略</p>	<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称）</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>2～3 略</p>
<p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第13条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更したため、登録されている印鑑が第6条第1項第1号に該当することになったとき又は外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。</p> <p>(7) 略</p>	<p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第13条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。）若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更したため、登録されている印鑑が第6条第1項第1号に該当することになったとき又は外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。</p> <p>(7) 略</p>

議案第13号関係資料(1)

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正概要

改正事項	関係条項	施行期日
<p>1 保育料の支払を満3歳未満に限定する変更 子ども・子育て支援法の改正により、原則、小学校就学前の3年間の幼児教育・保育が無償化され、保育料の支払を満3歳未満（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを含む。）に限定するもの</p> <p>2 保育園等の食事の提供に要する費用の取扱いの変更 幼児教育・保育の無償化に伴い、食事の提供に要する費用の取扱いを次のとおりとするもの (1) 原則、小学校就学前の3年間の副食の提供に要する費用を実費徴収とすること。 (2) 収入が360万円未満相当の世帯の副食費を無償とすること（360万円未満相当とは、市民税所得割合算額が1号認定では7万7,101円未満、2号認定では5万7,700円未満（ひとり親の場合は7万7,101円未満）のことをいう。） (3) 1号認定で、小学校第3学年修了前の子どもの同一世帯の第3子以降の副食費を無償とすること。 (4) 2号認定で、小学校就学前の子どもの同一世帯の第3子以降の副食費を無償とすること。 ※1号認定 満3歳以上の小学校就学前子ども（2号認定を除く。） 2号認定 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働、疾病等の理由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>3 連携施設の確保義務の緩和、免除及び経過措置期間の延長 (1) 未満児保育施設の事業者は、園児が卒園等する際に、保育園等と連携協力し、連携施設を適切に確保しなければならないとするが、市長が適当と認めるものは、これを緩和及び免除できることとするもの (2) 連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を5年間から10年間に延長するもの</p>	<p>第13条第1項</p> <p>第13条第4項</p> <p>第42条、附則第5項</p>	<p>公布の日</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

議案第13号関係資料(2)

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、<u>良質かつ適切な内容及び水準</u>の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、<u>良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準</u>の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2～5 略</p>
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～6 略</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～6 略</p>
<p>(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項におい</p>	<p>(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4</p>

旧	新
<p>て「選考方法」という。)により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>
<p>(あつせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育園に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>(あつせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育園に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>支給認定保護者の提示する支給認定証</u>によって、<u>支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等</u>を確かめるものとする。</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証</u>(<u>教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合</u>にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教</p>

旧	新
	<p>育・保育給付認定の有無、<u>教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）</u>等確かめるものとする。</p>
<p>(支給認定の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定の変更</u>の認定の申請が遅くとも<u>支給認定保護者</u>が受けている<u>支給認定の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</p>	<p>(教育・保育給付認定の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定の変更</u>の認定の申請が遅くとも<u>教育・保育給付認定保護者</u>が受けている<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</p>
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
<p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（<u>特別利用保育及び特別利用教育を含む</u>。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、<u>支給認定保護者</u>から</p>	<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u></p>

旧	新
<p>当該特定教育・保育に係る利用者負担額（<u>法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市が定める額とする。）</u>をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領（法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、<u>支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。以下同じ。）</u>を受けないときは、<u>支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）</u>をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者から受けることができる。</u></p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者から受けることができる。</u></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）</u></p>	<p>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。</u>）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領（法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、<u>教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。以下同じ。）</u>を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）</u>の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</u></p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</u></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 <u>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未</u></p>

旧	新
<p>(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る</p>	<p><u>満であるものに対する副食の提供</u></p> <p>(ア) <u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円</u></p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5万7,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）</u></p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、<u>負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）</u>が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>(ア) <u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）</u>である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）</u>である者</p> <p>ウ <u>満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定に</p>

旧	新
<p>同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>よる金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>
<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けた場合は、<u>支給認定保護者</u>に対し、当該<u>支給認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>支給認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p>	<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p>
<p>(特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>(特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>
<p>(相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>支給認定子ども</u>又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	<p>(相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども</u>又は<u>当該教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>
<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子ども</u>の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければ</p>	<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関</p>

旧	新
ならない。	への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
<p>(支給認定保護者に関する市への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子どもの保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p>	<p>(教育・保育給付認定保護者に関する市への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) 略</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) 略</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p>
<p>(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>

旧	新
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育園に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>支給認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育園に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>
<p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>支給認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>の同意を得ておかななければならない。</p>	<p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の同意を得ておかななければならない。</p>
<p>(情報の提供等)</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>支給認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(情報の提供等)</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 略</p>

旧	新
<p>(苦情解決)</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども又は支給認定保護者</u>その他の当該<u>支給認定子ども</u>の家族（以下この条において「<u>支給認定子ども等</u>」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 略</p>	<p>(苦情解決)</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者</u>その他の当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族（以下この条において「<u>教育・保育給付認定子ども等</u>」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 略</p>
<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該<u>支給認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第34条 略</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第34条 略</p>

旧	新
<p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略 (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 (3) 第19条に規定する市への通知に係る記録 (4)～(5) 略</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略 (2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録 (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録 (4)～(5) 略</p>
<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育園に限る。この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。</p>	<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育園に限る。この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項</p>

旧	新
	<p><u>第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」とする。</u></p>
<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、<u>本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）</u>の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、<u>第13条第4項第3号中「除き、同項2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」</u>とあるのは「<u>除く。）</u>」とする。</p>	<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、<u>施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）</u>の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」</u>と、<u>同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」</u>とする。</p>

旧	新
<p>(利用定員)</p> <p>第37条 特定地域型保育事業のうち、<u>家庭的保育事業</u>にあつては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊那市条例第25号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。）<u>にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。）にあつては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を1人とする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第37条 特定地域型保育事業<u>（事業所内保育事業を除く。）</u>の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、<u>家庭的保育事業</u>にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊那市条例第25号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）<u>にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</u></p> <p>2 略</p>
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合</u>においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子どもが優先</u></p>	<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合</u>においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性</p>

旧	新
<p>的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、<u>前項の選考方法</u>をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>が高いと認められる<u>満3歳未満保育認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、<u>同項の選考方法</u>をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>
<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる<u>小学校就学前子ども</u>に<u>該当する支給認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>支給認定子ども</u>に<u>集団保育</u>を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に<u>集団保育</u>を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p>

旧	新
<p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>支給認定子ども</u>（事業所内保育事業を利用する<u>支給認定子ども</u>にあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>支給認定子ども</u>に係る<u>支給認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>	<p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（事業所内保育事業を利用する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>にあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 <u>市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときには、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u></p> <p>4 <u>市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p>

旧	新
<p>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合においては、<u>前項本文の規定にかかわらず</u>、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、<u>第1項本文の規定にかかわらず</u>、連携施設の確保に当たって、<u>第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない</u>。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p><u>新</u></p> <p>(1) <u>法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p>6 居宅訪問型保育事業を行う者は、伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合においては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>7 事業所内保育事業（<u>第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。</u>）を行う者については、<u>第1項の規定にかかわらず</u>、連携施設の確保に当たって、<u>同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない</u>。</p> <p>8 <u>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）</u>については、<u>第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（<u>特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。</u>）を提供した際は、<u>支給認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額と</p>	<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p>

旧	新
<p>し、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定</p>

旧	新
<p>る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) 略</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) 略</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条に規定する市への通知に係る記録</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条の規定による市への通知に係る記録</p>

旧	新
(4)～(5) 略	(4)～(5) 略
<p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業</u>について準用する。この場合において、<u>第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育</u>について準用する。この場合において、<u>第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「<u>地域型保育</u>」と、第14条の見出し中「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、同条第1項中「<u>特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。)</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)</u>に係る<u>地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)</u>」と、「<u>施設型給付費の</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費の</u>」と、同条第2項中「<u>特定教育・保育に</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育に</u>」と、「<u>特定教育・保育の</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育の</u>」と、「<u>特定教育・保育提供証明書</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育提供証明書</u>」と、第19条中「<u>特定教育・保育を</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育を</u>」と、「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、第23条中「<u>運営規程</u>」とあるのは「<u>第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程</u>」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用してい</p>	<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に</p>

旧	新
<p>る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもを含む。</u>）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。</u></p>	<p>利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもを含む。</u>）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。</u></p>

旧	新
<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。</u></p>	<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」とする。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 略</p>	<p>1 略</p>

旧	新
<p>(特定保育園に関する特例)</p> <p>2 特定保育園（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「定める額とする。」をいう。）</u>」とあるのは「<u>定める額をいう。）</u>」と、同条第2項中「<u>（法第27条第3項第1号に規定する額）とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、</u>」と、第19条中「<u>施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき</u>」とあるのは「<u>法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき</u>」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</p> <p>3 略</p> <p>(施設型給付費等に関する経過措置)</p> <p>4 <u>特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市が定める額」とする。</u></p> <p>5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当</p>	<p>(特定保育園に関する特例)</p> <p>2 特定保育園（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育園（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）</u>」」と、同条第2項中「<u>当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育園における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）</u>」と、同条第3項中「<u>額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、</u>」と、第19条中「<u>施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき</u>」とあるのは「<u>法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき</u>」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</p> <p>3 略</p>

旧	新
<p><u>分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する市が定める額」とする。</u></p> <p>(利用定員に関する経過措置)</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p><u>7</u> 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第42条第1項</u>本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>(利用定員に関する経過措置)</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p><u>5</u> 特定地域型保育事業者（<u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第42条第1項</u>の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

議案第16号関係資料(1)

伊那市公共物管理条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表 (第6条関係)				別表 (第6条関係)			
1 流水占用料				1 流水占用料			
種別	単位		料金	種別	単位		料金
鉱工業用	1年	毎秒1リットル(1リットル未満の端数があるときは、1リットルに切り上げる。)	<u>3,900円</u>	鉱工業用	1年	毎秒1リットル(1リットル未満の端数があるときは、1リットルに切り上げる。)	<u>4,074円</u>
2 略				2 略			
3 土石採取料				3 土石採取料			
種別	単位		料金	種別	単位		料金
砂利又は砂	1立方メートル(1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルに切り上げる。)		<u>230円</u>	砂利又は砂	1立方メートル(1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルに切り上げる。)		<u>234円</u>
切込み	"		<u>210円</u>	切込み	"		<u>213円</u>
土砂	"		<u>180円</u>	土砂	"		<u>183円</u>
れき、栗石、玉石類	"		<u>260円</u>	れき、栗石、玉石類	"		<u>264円</u>
転石(庭石を除く。)	粒径30センチメートル以上50センチメートル未満のもの	1個	<u>90円</u>	転石(庭石を除く。)	粒径30センチメートル以上50センチメートル未満のもの	1個	<u>91円</u>
	粒径50センチメートル以上60センチメートル未満のもの	"	<u>120円</u>		粒径50センチメートル以上60センチメートル未満のもの	"	<u>122円</u>
	粒径60センチメートル以上のもの	1立方メートル(1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルに切り上げる。)	<u>5,100円</u>		粒径60センチメートル以上のもの	1立方メートル(1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルに切り上げる。)	<u>5,296円</u>
略				略			
4 その他の産出物採取料				4 その他の産出物採取料			
種別	単位		料金	種別	単位		料金

旧			新		
略			略		
あし、かや	60センチメートル、なわしめ1束（60センチメートル、なわしめ1束未満の端数があるときは1束に切り上げる。）	60円	あし、かや	60センチメートル なわしめ 1束（60センチメートルなわしめ1束未満の端数があるときは、1束に切り上げる。）	61円
			備考 占有期間が1月未満である場合における土地の占有料の額は、この表により算定して得た額に消費税額及び当該消費税額を課税標準額として課せられるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。		

議案第16号関係資料(2)

伊那市準用河川占用料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表（第2条関係） 1 流水占用料 （1）発電に係る流水占用料				別表（第2条関係） 1 流水占用料 （1）発電に係る流水占用料			
区分		料金（年額） （次の式により算定して得た額とする。）		区分		料金（年額） （次の式により算定して得た額とする。）	
1 揚水式発電所以外の発電所		1,976円×常時理論水力+988円×（最大理論水力-常時理論水力）		1 揚水式発電所以外の発電所		<u>{1,976円×常時理論水力+988円×（最大理論水力-常時理論水力）} × 1.1</u>	
2 揚水式発電所		{1,976円×常時理論水力+988円×（最大理論水力-常時理論水力）} × 補正係数		2 揚水式発電所		<u>{1,976円×常時理論水力+988円×（最大理論水力-常時理論水力）} × 補正係数 × 1.1</u>	
備考 略 （2）鉱工業用に係る流水占用料				備考 略 （2）鉱工業用に係る流水占用料			
区分		単位		区分		単位	
鉱工業用		1年	毎秒1リットル（1リットル未満の端数があるときは、1リットルに切り上げる。）	鉱工業用		1年	毎秒1リットル（1リットル未満の端数があるときは、1リットルに切り上げる。）
						料金	
						<u>3,900円</u>	
						<u>4,074円</u>	
2 略				2 略			
3 土石採取料				3 土石採取料			
区分		単位		区分		単位	
砂利又は砂		1立方メートル（1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルに切り上げる。以下同じ。）		砂利又は砂		1立方メートル（1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルに切り上げる。以下同じ。）	
						料金	
						<u>230円</u>	
						<u>234円</u>	
切込み		1立方メートル		切込み		1立方メートル	
						料金	
						<u>210円</u>	
						<u>213円</u>	
土砂		"		土砂		"	
						料金	
						<u>180円</u>	
						<u>183円</u>	
れき、栗石、玉石類		"		れき、栗石、玉石類		"	
						料金	
						<u>260円</u>	
						<u>264円</u>	
転石（庭石を除く。）	粒径30センチメートル以上50センチメートル未満のもの	1個		転石（庭石を除く。）	粒径30センチメートル以上50センチメートル未満のもの	1個	
	粒径50センチメートル以上	"			粒径50センチメートル以上	"	
						料金	
						<u>90円</u>	
						<u>91円</u>	
						<u>120円</u>	
						<u>122円</u>	

旧				新			
	60センチメートル未満のもの				60センチメートル未満のもの		
	粒径60センチメートル以上のもの	1立方メートル	5,100円		粒径60センチメートル以上のもの	1立方メートル	5,296円
略				略			
4 その他の河川産出物採取料				4 その他の河川産出物採取料			
	区分	単位	料金		区分	単位	料金
	あし、かや類	60センチメートルなわしめ1束(60センチメートルなわしめ1束未満の端数があるときは、1束に切り上げる。)	60円		あし、かや類	60センチメートル なわしめ 1束(60センチメートルなわしめ1束未満の端数があるときは、1束に切り上げる。)	61円
略				略			
備考 1～2 略				備考 1～2 略 3 <u>占有期間が1月未満である場合における土地の占用料の額は、この表により算定して得た額に消費税額及び当該消費税額を課税標準額として課せられるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。</u>			

議案第17号関係資料

伊那市道路占用料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>別表（第2条関係） 道路占用料金表 略 備考 1～8 略</p>	<p>別表（第2条関係） 道路占用料金表 略 備考 1～8 略 <u>9 占用期間が1月未満である場合における占用料の額は、この表により算定して得た額に消費税額及び当該消費税額を課税標準額として課せられるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。</u></p>

議案第18号関係資料

伊那市営住宅条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(敷金)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>未納の家賃又は損害賠償金</u>があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p> <p>4 略</p>	<p>(敷金)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。</u></p> <p>4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金</u>があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p> <p>5 略</p>
<p>(修繕費用の負担)</p> <p>第20条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、<u>同項の規定にかかわらず</u>、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。</p>	<p>(修繕費用の負担)</p> <p>第20条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、<u>市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて</u>、市の負担とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 入居者の責めに帰すべき事由によって市営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、<u>第1項の規定にかかわらず</u>、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。</p>
<p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第21条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>前条第1項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用</u></p>	<p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第21条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用</u></p>

旧	新
<p>(入居者の保管義務) 第22条 略</p> <p>2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又は<u>き損</u>したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。</p>	<p>(入居者の保管義務) 第22条 略</p> <p>2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又は<u>毀損</u>したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。</p>
<p>(住宅の明渡し請求) 第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 市営住宅又は共同施設を故意に<u>き損</u>したとき。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から当該請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5パーセントの割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求の日の翌日から市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(住宅の明渡し請求) 第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 市営住宅又は共同施設を故意に<u>毀損</u>したとき。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から当該請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求の日の翌日から市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 略</p>
<p>(保証金) 第62条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第18条第3項及び第4項</u>の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「敷金」とあるのは「保証金」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「<u>駐車場</u>」と、「家賃」とあるのは「<u>使用料</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保証金) 第62条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第18条第4項及び第5項</u>の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「敷金」とあるのは「保証金」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「<u>駐車場</u>」と読み替えるものとする。</p>

旧	新																																																										
<p>(使用許可の取消し)</p> <p>第63条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に<u>き損</u>したとき。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(使用許可の取消し)</p> <p>第63条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に<u>毀損</u>したとき。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p>																																																										
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>																																																										
<p>1～4 略</p> <p>(その他の住宅の家賃の特例)</p> <p>5 平成28年4月から<u>平成33年3月</u>までの間におけるその他の住宅の入居者の家賃は、中学生以下の子を扶養し、かつ、当該子と同居する場合にあっては、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額とする。</p>	<p>1～4 略</p> <p>(その他の住宅の家賃の特例)</p> <p>5 平成28年4月から<u>令和3年3月</u>までの間におけるその他の住宅の入居者の家賃は、中学生以下の子を扶養し、かつ、当該子と同居する場合にあっては、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額とする。</p>																																																										
<p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>公営住宅一覧表</p> <table border="1" data-bbox="107 1050 1106 1391"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>構造</th> <th>1戸当たり住戸専用床面積</th> <th>建設年度戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高尾町団地</td> <td>伊那市山寺2110番地</td> <td>木造</td> <td>$\frac{m^2}{30.57}$</td> <td>昭和30年度 2戸</td> </tr> <tr> <td>伊那市山寺2116番地</td> <td>木造</td> <td>30.57</td> <td>昭和31年度 1戸</td> </tr> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td>大萱団地</td> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度戸数	高尾町団地	伊那市山寺2110番地	木造	$\frac{m^2}{30.57}$	昭和30年度 2戸	伊那市山寺2116番地	木造	30.57	昭和31年度 1戸	略					略					大萱団地	略				<p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>公営住宅一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1137 1050 2136 1391"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>構造</th> <th>1戸当たり住戸専用床面積</th> <th>建設年度戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高尾町団地</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>伊那市山寺2116番地</td> <td>木造</td> <td>$\frac{m^2}{30.57}$</td> <td>昭和31年度 1戸</td> </tr> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td>大萱団地</td> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度戸数	高尾町団地					伊那市山寺2116番地	木造	$\frac{m^2}{30.57}$	昭和31年度 1戸	略					略					大萱団地	略			
名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度戸数																																																							
高尾町団地	伊那市山寺2110番地	木造	$\frac{m^2}{30.57}$	昭和30年度 2戸																																																							
	伊那市山寺2116番地	木造	30.57	昭和31年度 1戸																																																							
略																																																											
略																																																											
大萱団地	略																																																										
名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度戸数																																																							
高尾町団地																																																											
	伊那市山寺2116番地	木造	$\frac{m^2}{30.57}$	昭和31年度 1戸																																																							
略																																																											
略																																																											
大萱団地	略																																																										

旧					新				
	伊那市西箕輪7200番地34	簡平	33.71	昭和40年度 <u>12戸</u>		伊那市西箕輪7200番地34	簡平	33.71	昭和40年度 <u>8戸</u>
	伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和41年度 <u>20戸</u>		伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和41年度 <u>16戸</u>
	略					略			
略					略				
備考 略					備考 略				

議案第19号関係資料

伊那市生涯学習センター条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																																																				
<p>(開館時間)</p> <p>第3条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時30分までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第3条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>																																																				
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3)～(4) 略</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3)～(4) 略</p>																																																				
<p>別表（第8条関係）</p> <p>施設等使用料</p> <p>1 ホール等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="7">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>昼夜</th> <th>全日</th> <th>超過時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前8時30分から午後0時30分まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後5時から午後10時30分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時まで</td> <td>午後1時から午後10時30分まで</td> <td>午前8時30分から午後10時30分まで</td> <td>1時間につき</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">団体事務室及び女性団体事務室</td> <td style="width: 10%;">1区画</td> <td style="width: 70%;">1月10,000円</td> </tr> </table>	使用区分	使用料							午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	超過時間		午前8時30分から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	午後1時から午後10時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで	1時間につき	団体事務室及び女性団体事務室	1区画	1月10,000円	<p>別表（第8条関係）</p> <p>施設等使用料</p> <p>1 ホール等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="7">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>昼夜</th> <th>全日</th> <th>超過時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前8時30分から午後0時30分まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後5時から午後10時まで</td> <td>午前8時30分から午後5時まで</td> <td>午後1時から午後10時まで</td> <td>午前8時30分から午後10時まで</td> <td>1時間につき</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">団体事務室</td> <td style="width: 10%;">1区画</td> <td style="width: 70%;">1月10,000円</td> </tr> </table>	使用区分	使用料							午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	超過時間		午前8時30分から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前8時30分から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前8時30分から午後10時まで	1時間につき	団体事務室	1区画	1月10,000円
使用区分		使用料																																																			
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	超過時間																																														
	午前8時30分から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	午後1時から午後10時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで	1時間につき																																														
団体事務室及び女性団体事務室	1区画	1月10,000円																																																			
使用区分	使用料																																																				
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	超過時間																																														
	午前8時30分から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前8時30分から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前8時30分から午後10時まで	1時間につき																																														
団体事務室	1区画	1月10,000円																																																			

旧	新
略 備考 略 2 略	略 備考 略 2 略

議案第20号関係資料

伊那市体育施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																																				
<p>(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>マレットゴルフ場</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>マレットパークはびろ</u></td> <td><u>伊那市西箕輪3822番地30</u></td> </tr> <tr> <td><u>勝間マレットゴルフ場</u></td> <td><u>伊那市高遠町勝間701番地 1</u></td> </tr> <tr> <td><u>花の丘マレットゴルフ場</u></td> <td><u>伊那市高遠町東高遠996番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>下山田マレットゴルフ場</u></td> <td><u>伊那市高遠町下山田618番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>三義マレットゴルフ場</u></td> <td><u>伊那市高遠町山室3017番地 5</u></td> </tr> <tr> <td><u>南アルプスマレットゴルフ場</u></td> <td><u>伊那市長谷黒河内725番地 1</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)～(10) 略</p>	名称	位置	<u>マレットパークはびろ</u>	<u>伊那市西箕輪3822番地30</u>	<u>勝間マレットゴルフ場</u>	<u>伊那市高遠町勝間701番地 1</u>	<u>花の丘マレットゴルフ場</u>	<u>伊那市高遠町東高遠996番地</u>	<u>下山田マレットゴルフ場</u>	<u>伊那市高遠町下山田618番地</u>	<u>三義マレットゴルフ場</u>	<u>伊那市高遠町山室3017番地 5</u>	<u>南アルプスマレットゴルフ場</u>	<u>伊那市長谷黒河内725番地 1</u>	<p>(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>マレットゴルフ場</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>マレットパークはびろ</u></td> <td><u>伊那市西箕輪3822番地30</u></td> </tr> <tr> <td><u>花の丘マレットゴルフ場</u></td> <td><u>伊那市高遠町東高遠996番地</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)～(10) 略</p>	名称	位置	<u>マレットパークはびろ</u>	<u>伊那市西箕輪3822番地30</u>	<u>花の丘マレットゴルフ場</u>	<u>伊那市高遠町東高遠996番地</u>																
名称	位置																																				
<u>マレットパークはびろ</u>	<u>伊那市西箕輪3822番地30</u>																																				
<u>勝間マレットゴルフ場</u>	<u>伊那市高遠町勝間701番地 1</u>																																				
<u>花の丘マレットゴルフ場</u>	<u>伊那市高遠町東高遠996番地</u>																																				
<u>下山田マレットゴルフ場</u>	<u>伊那市高遠町下山田618番地</u>																																				
<u>三義マレットゴルフ場</u>	<u>伊那市高遠町山室3017番地 5</u>																																				
<u>南アルプスマレットゴルフ場</u>	<u>伊那市長谷黒河内725番地 1</u>																																				
名称	位置																																				
<u>マレットパークはびろ</u>	<u>伊那市西箕輪3822番地30</u>																																				
<u>花の丘マレットゴルフ場</u>	<u>伊那市高遠町東高遠996番地</u>																																				
<p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">開場期間</th> <th style="text-align: center;">開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td><u>勝間マレットゴルフ場</u></td> <td><u>4月1日から11月30日</u> <u>まで</u></td> <td><u>午前5時から午後6時まで</u></td> </tr> <tr> <td><u>花の丘マレットゴルフ場</u></td> <td><u>4月1日から11月30日</u> <u>まで</u></td> <td><u>午前8時30分から午後5時</u> <u>まで</u></td> </tr> <tr> <td><u>下山田マレットゴルフ場</u></td> <td><u>4月1日から11月30日</u> <u>まで</u></td> <td><u>午前5時から午後6時まで</u></td> </tr> <tr> <td><u>三義マレットゴルフ場</u></td> <td><u>4月1日から11月30日</u> <u>まで</u></td> <td><u>午前5時から午後6時まで</u></td> </tr> <tr> <td><u>南アルプスマレットゴルフ場</u></td> <td><u>4月1日から11月30日</u> <u>まで</u></td> <td><u>午前5時から午後6時まで</u></td> </tr> <tr> <td>伊那市民体育館</td> <td>1月4日から12月28日 まで</td> <td>午前8時30分から午後9時 30分まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開場期間	開場時間	略			<u>勝間マレットゴルフ場</u>	<u>4月1日から11月30日</u> <u>まで</u>	<u>午前5時から午後6時まで</u>	<u>花の丘マレットゴルフ場</u>	<u>4月1日から11月30日</u> <u>まで</u>	<u>午前8時30分から午後5時</u> <u>まで</u>	<u>下山田マレットゴルフ場</u>	<u>4月1日から11月30日</u> <u>まで</u>	<u>午前5時から午後6時まで</u>	<u>三義マレットゴルフ場</u>	<u>4月1日から11月30日</u> <u>まで</u>	<u>午前5時から午後6時まで</u>	<u>南アルプスマレットゴルフ場</u>	<u>4月1日から11月30日</u> <u>まで</u>	<u>午前5時から午後6時まで</u>	伊那市民体育館	1月4日から12月28日 まで	午前8時30分から午後9時 30分まで	<p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">開場期間</th> <th style="text-align: center;">開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td><u>花の丘マレットゴルフ場</u></td> <td><u>4月1日から11月30日</u> <u>まで</u></td> <td><u>午前8時30分から午後5時</u> <u>まで</u></td> </tr> <tr> <td>伊那市民体育館</td> <td>1月4日から12月28日 まで</td> <td>午前8時30分から午後9時 30分まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開場期間	開場時間	略			<u>花の丘マレットゴルフ場</u>	<u>4月1日から11月30日</u> <u>まで</u>	<u>午前8時30分から午後5時</u> <u>まで</u>	伊那市民体育館	1月4日から12月28日 まで	午前8時30分から午後9時 30分まで
名称	開場期間	開場時間																																			
略																																					
<u>勝間マレットゴルフ場</u>	<u>4月1日から11月30日</u> <u>まで</u>	<u>午前5時から午後6時まで</u>																																			
<u>花の丘マレットゴルフ場</u>	<u>4月1日から11月30日</u> <u>まで</u>	<u>午前8時30分から午後5時</u> <u>まで</u>																																			
<u>下山田マレットゴルフ場</u>	<u>4月1日から11月30日</u> <u>まで</u>	<u>午前5時から午後6時まで</u>																																			
<u>三義マレットゴルフ場</u>	<u>4月1日から11月30日</u> <u>まで</u>	<u>午前5時から午後6時まで</u>																																			
<u>南アルプスマレットゴルフ場</u>	<u>4月1日から11月30日</u> <u>まで</u>	<u>午前5時から午後6時まで</u>																																			
伊那市民体育館	1月4日から12月28日 まで	午前8時30分から午後9時 30分まで																																			
名称	開場期間	開場時間																																			
略																																					
<u>花の丘マレットゴルフ場</u>	<u>4月1日から11月30日</u> <u>まで</u>	<u>午前8時30分から午後5時</u> <u>まで</u>																																			
伊那市民体育館	1月4日から12月28日 まで	午前8時30分から午後9時 30分まで																																			

旧					新			
略					略			
別表第2（第8条関係） 1～12 略 13 マレットパークはびろ (1) マレットゴルフ場					別表第2（第8条関係） 1～12 略 13 マレットパークはびろ (1) マレットゴルフ場			
区分			利用料金		区分			利用料金
略					略			
個人使用	入場券	一般、高校生	1人1回につき	300円	個人使用	入場券	1人1回につき	200円
		小中学生	1人1回につき	200円			年間入場券	1人1年につき
	入場回数券	一般、高校生	12回券	3,000円				
		小中学生	12回券	2,000円				
	年間入場券	一般、高校生	1人1年につき	5,000円				
		小中学生	1人1年につき	3,000円				
(2) 略					(2) 略			
14 略					14 略			
15 地区マレットゴルフ場								
区分		利用料金						
勝間マレットゴルフ場		指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別に定める額						
下山田マレットゴルフ場								
三義マレットゴルフ場								
南アルプスマレットゴルフ場								
16 略					15 略			
17 略					16 略			
18 略					17 略			
19 略					18 略			
20 略					19 略			
21 略					20 略			
22 略					21 略			
23 略					22 略			
24 略					23 略			
25 略					24 略			

旧	新
<u>26</u> 略 <u>27</u> 略 <u>28</u> 略 <u>29</u> 略	<u>25</u> 略 <u>26</u> 略 <u>27</u> 略 <u>28</u> 略

議案第21号関係資料

伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> <u>第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> <u>の2</u> <u>第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

議案第22号関係資料

伊那市水道事業給水条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 給水装置設置者等及びその工事を施行する者は、給水装置の構造及び使用材料について水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）<u>第5条</u>に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>5 略</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 給水装置設置者等及びその工事を施行する者は、給水装置の構造及び使用材料について水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）<u>第6条</u>に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>5 略</p>
<p>(手数料)</p> <p>第32条 手数料は、次の区別により申込者から申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは申込後徴収することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第32条 手数料は、次の区別により申込者から申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは申込後徴収することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき 1件につき5,000円（市内に本店、支店等を有しない場合は、15,000円）</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が<u>令第5条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が<u>令第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 略</p>

議案第23号関係資料

伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> <u>第8項</u>の規定により、自動車運送事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、<u>議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る免除の額が10万円を超える場合とする。</u></p>	<p>(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> <u>の2</u> <u>第8項</u>の規定により、自動車運送事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について <u>議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</u></p>